

令和6年度 介護保険指定事業者集団指導

— (介護予防) 訪問入浴介護 —



YAMANASHI



本日の流れ

1. 根拠法令等について
2. 人員に関する基準について
3. 運営に関する基準について
4. 介護報酬に関する基準について
5. 提出書類等について



本日の流れ

- 1. 根拠法令等について**
2. 人員に関する基準について
3. 運営に関する基準について
4. 介護報酬に関する基準について
5. 提出書類等について

介護保険法

基準省令

平成11年
厚生省令第37号

解釈通知

平成11年
老企第25号

基準省令

平成12年
厚生省令第19号

解釈通知

平成12年
老企第36号

運営・人員
設備

介護報酬

県基準条例

「山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例」

平成24年12月27日公布
平成25年4月1日施行

「山梨県指定介護予防サービス等の事業に関する基準等を定める条例」

平成24年12月27日公布
平成25年4月1日施行

基本方針

訪問入浴介護

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴の援助を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るものでなければならない。

介護予防訪問入浴介護

その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営む事ができるよう、居宅における入浴の支援を行うことによって、利用者の身体の清潔の保持、心身機能の維持の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持または向上を目指すものでなければならない。



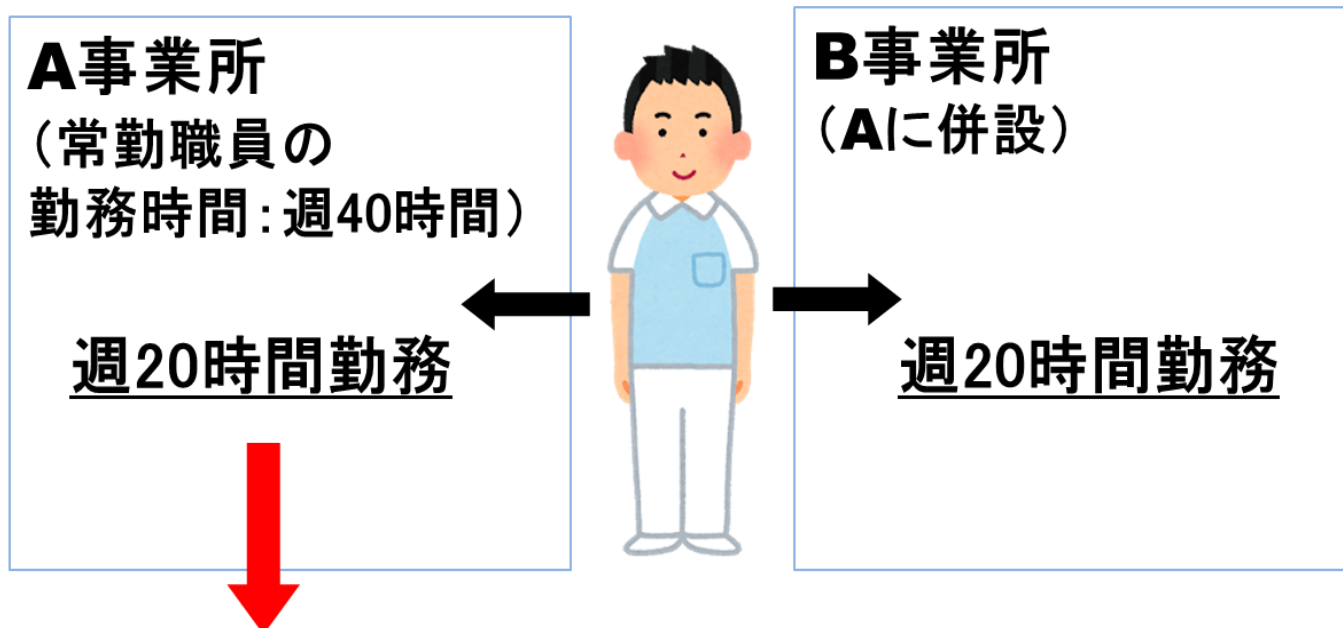
本日の流れ

1. 根拠法令等について
- 2. 人員に関する基準について**
3. 運営に関する基準について
4. 介護報酬に関する基準について
5. 提出書類等について

人員基準

管理者	常勤専従1人 ただし、管理業務に支障がない場合、同事業所の他の職務または同一事業者によって設置された他の事業所・施設の職務に従事することができる。	
従業者	常勤1人以上	
	看護職員 (看護師または准看護師)	1人以上
介護職員	2人以上 (介護予防訪問入浴 介護は1人以上)	

(例) 常勤として扱えない場合



A事業所(当該事業所)での勤務時間は週20時間であり、
常勤職員の勤務時間である週40時間を満たしていない

常勤と扱えない

人員基準

両立支援への配慮

	母性健康管理措置による短時間勤務	育児・介護休業法による短時間勤務制度	「治療と仕事のガイドライン」に沿って事業者が自主的に設ける短時間勤務制度
「常勤」の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤扱い	○	○	○(新設)
「常勤換算」の取扱い： 週30時間以上の勤務で常勤換算での計算上も1(常勤)と扱うことを認める	○	○	○(新設)



本日の流れ

1. 根拠法令等について
2. 人員に関する基準について
- 3. 運営に関する基準について**
4. 介護報酬に関する基準について
5. 提出書類等について

運営基準

内容及び手続きの説明及び同意

- あらかじめ、利用申込者または家族に対して、運営規程の概要等サービス選択に関する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得てから、サービス提供を開始する。

運営指導

- ✓ 重要事項説明書と運営規程の内容に齟齬があった。
(営業日や営業時間、サービス提供時間等)

運営基準

居宅サービス計画に沿ったサービスの提供

- 居宅サービス計画（介護予防サービス計画）が作成されている場合は、当該計画に沿った訪問入浴介護を提供する。

運営指導

- ✓ 居宅サービス計画の援助期間が終了している、または、居宅サービス計画の交付を受けずにサービスを提供している。

運営基準

重要事項等の揭示

- 事業所の運営規程の概要等の重要事項等については、原則として事業所内での「**書面揭示**」をする。
- 「書面揭示」に加え、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、介護サービス事業所は、原則として重要事項等の情報を**ウェブサイト（法人のホームページ等又は情報公表システム上）**に掲載・公表しなければならない。

※令和7年4月1日より義務化

運営基準

サービス提供の記録

- サービスを提供した際には、提供日およびその内容等必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面またはこれに準ずる書面に記載する。
- 記載した内容について、利用者から申出があった場合は文書の交付その他適切な方法により、情報を提供する。

※記載が必要な項目

- ① 訪問入浴介護の提供日、 ② 提供したサービス内容
- ③ 利用者の心身の状況、 ④ 保険給付の額
- ⑤ その他必要な事項

- 記録は「その完結の日※」から2年間保存しなければならない。

※ 「その完結の日」

個々の利用者につき、契約終了（契約の解約・解除、他の施設への入所、利用者の死亡、利用者の自立等）により一連のサービス提供が終了した日

運営基準

認知症介護基礎研修の義務付け

○介護に直接関わる職員のうち、**医療・福祉資格を有さない者**について、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

※令和6年4月1日より義務化

ハラスメント防止対策

○職場において、**性的な言動または優越的な関係を背景とした言動**であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

運営基準

業務継続計画の策定

- 災害対策と感染症対策の業務継続計画の策定
- 定期的な研修・訓練の実施（年1回以上）

※令和6年4月1日より義務化

※未策定事業所に対する減算の導入（経過措置1年間）

事故発生時の対応

- 市町村・家族・居宅介護支援事業者等への連絡を行うなど必要な措置を講じる

※市町村への報告様式は、以下の箇所に掲載されています。

WAM NET（山梨県センター）→ 掲示板（県からのお知らせ）→ 各種申請・届出様式 → 「事故報告について（令和3年4月一部改正）（2021年3月30日）」

- 事故の状況や事故に際してとった処置について記録
- 賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行う

運営基準

衛生管理等

- 従業員の清潔の保持および健康状態について必要な管理を行う。
- 浴槽その他の設備および備品について、衛生的な管理に努める。
- 感染症が発生し、またはまん延しないように**措置を講ずる**。

※講ずべき措置の内容

- ① 感染症の予防およびまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催し、その結果を従業員に周知すること。
- ② 感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備すること。
- ③ 感染症およびまん延防止のための研修および訓練を定期的に実施すること。

※令和6年4月1日より義務化

運営基準

高齢者虐待の防止

○虐待の防止のための措置に関する事項を**運営規程に規定**。

※虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 事業所における虐待の防止のための対策を検討する**委員会の定期的な開催**および**その結果について、従業員に周知徹底**。
- ② 事業所における虐待防止のための**指針の整備**。
- ③ 従業員に対し、虐待防止のための**研修を定期的**に開催。
- ④ 上記に掲げる措置を適切に実施するための**担当者の設置**。

※令和6年4月1日より義務化

※高齢者虐待防止措置未実施減算の導入

運営基準

身体的拘束等の適正化

○利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

○身体的拘束等を行う場合は以下の項目を記録することを義務づける。

※令和6年4月1日より義務化

① 態様

② 時間

③ 利用者の心身の状況

④ 緊急やむを得ない理由



本日の流れ

1. 根拠法令等について
2. 人員に関する基準について
3. 運営に関する基準について
- 4. 介護報酬に関する基準について**
5. 提出書類等について

介護報酬の基準

訪問入浴介護費

1,260単位



1,266単位

介護予防訪問入浴介護費

852単位



856単位

一般原則

看護職員1人 および 介護職員2人
(介護予防訪問入浴介護は1人)

が訪問入浴介護を行った場合に算定する。

介護報酬の基準

利用者の身体の状態等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合の取り扱い

○主治の医師の意見を確認したうえで、介護職員3人（介護予防は2人）が訪問入浴介護を行った場合は、所定単位数の**100分の95**に相当する単位数を算定。

運営指導

- ✓ 単に看護職員の都合が見つからないとの理由で、介護職員3名で訪問入浴介護を行っていた。



介護報酬の基準

利用者の心身の状況等により入浴を見合わせた場合の取り扱い

- 全身入浴が困難な場合であって、利用者の希望により清拭、部分浴（整髪、陰部、足部等の洗浄）を実施した場合には、所定単位数に**100分の90を乗じて得た単位数**を算定できる。
- 実際に入浴を行った場合に算定の対象となり、入浴を見合わせた場合には算定できない。

介護報酬の基準

高齢者虐待防止措置に対する取り扱い

○虐待の発生又はその再発を防止するための以下の措置が講じられていない場合には、**100分の1に相当する単位数**を所定単位数から減算する。

- ①虐待の防止のための対策を検討する**委員会**を定期的開催するとともにその結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待の防止のための**指針**を整備する。
- ③従業者に対し、虐待の防止のための**研修**を定期的実施する。
- ④上記措置を適切に実施するための**担当者**を置く。

介護報酬の基準

業務継続計画策定に対する取り扱い

○以下の基準に適合していない場合には、**100分の1に相当する単位数**を所定単位数から減算する。

- ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早朝の業務再開を図るための計画（**業務継続計画**）を策定すること。
- ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講じること。

※令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。

介護報酬の基準

事業所と同一敷地内もしくは隣接する敷地内の建物もしくは事業所と同一の建物に居住する利用者に対する取り扱い

- 同一敷地内建物等に居住する利用者（事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者を除く。）又は事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合
→ **10%減算**
- 事業所における1月当たりの利用者が同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して、サービス提供を行った場合
→ **15%減算**

事業所と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者に対する減算

<減算のイメージ図>



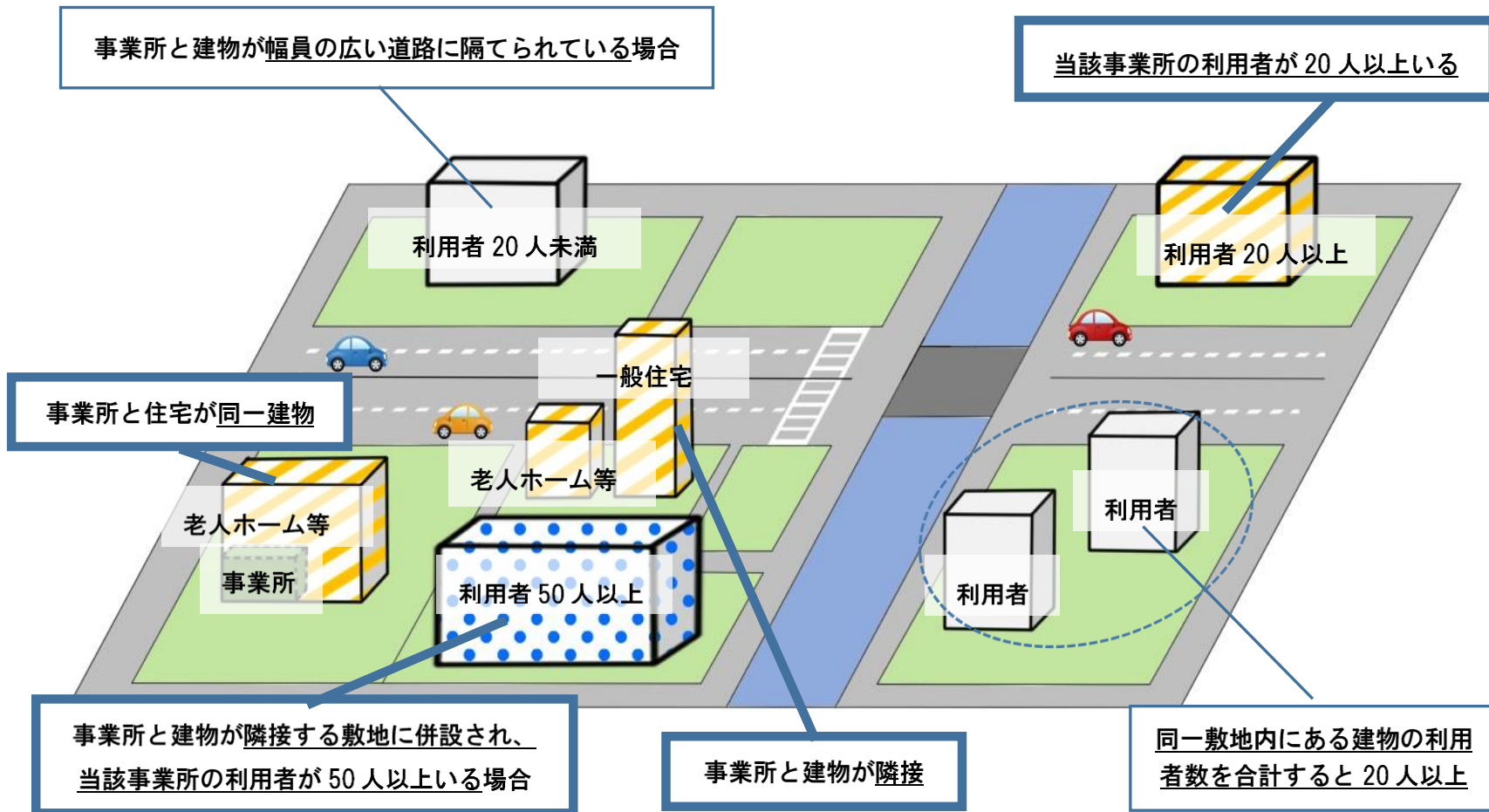
10%減算



15%減算



減算なし



介護報酬の基準

特別地域加算

- 厚生労働大臣が定める地域に事業所（利用者宅ではない）が所在する事業者がサービスを提供する場合。
- 1回につき**所定単位数の**100分の15**に相当する単位数を加算。

中山間地域等の小規模事業所加算

届出必須

- 厚生労働大臣が定める地域に事業所（利用者宅ではない）が所在し、かつ、厚生労働大臣が定める施設基準に適合する事業者がサービスを提供する場合。
- 1回につき**所定単位数の**100分の10**に相当する単位数を加算。
- 小規模事業所の施設基準
1月あたり延べ訪問回数が**20回以下**（予防は**5回以下**）。

介護報酬の基準

中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

- 厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の実施地域を越えてサービスを提供する場合。
- 1回につき、所定単位数の**100分の5**に相当する単位数を加算。

初回加算

- 新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合。
- **1月につき、所定単位数200単位**を加算。

介護報酬の基準

届出必須

認知症専門ケア加算

○厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合。

○認知症専門ケア加算（Ⅰ） 3単位

○認知症専門ケア加算（Ⅱ） 4単位

※いずれかの区分の加算を算定している場合は、その他の区分の加算を併算できない。

算定要件等

加算（Ⅰ）

① 利用者総数のうち、認知証高齢者の日常生活自立度ランクⅡ以上の者が占める割合が**2分の1以上**

② 認知症介護における専門的な研修を修了しているものを必要数以上配置

- ・対象者**20人未満**：1以上
- ・対象者**20人以上**：1に対象者の数が19を超えて10またはその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

③ 認知症ケアに関する留意事項の伝達または技術指導に係る**定期的な会議を開催**

④ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の者に対して、**専門的な認知症ケアを実施**

加算（Ⅱ）

① 利用者総数のうち、認知証高齢者の日常生活自立度ランクⅢ以上の者が占める割合が**100分の20以上**

④ 認知症介護の**指導に係る専門的な研修**を修了している者を**1名以上配置し、指導等を実施**

⑤ **介護職員、看護職員ごとの研修計画を策定し**研修を実施または実施を予定

⑥ 認知症高齢者の日常生活自立度Ⅲ以上の者に対して、**専門的な認知症ケアを実施**

介護報酬の基準

届出必須

サービス提供体制強化加算

○厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た事業者が、サービス提供を行った場合。

○サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 4.4単位

○サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 3.6単位

○サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 1.2単位

介護報酬の基準

届出必須

看取り連携体制加算

- 看取り期の利用者に対し、医師・訪問看護師等の他職種と連携してサービス提供を行った場合。
- 1回につき、64単位を加算。

※死亡日及び死亡日以前30日以下に限る。

利用者基準

- ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき**回復の見込みがないと判断した者**
- ②介護職員、看護職委員等から介護記録等利用者に関する記録を活用し行われるサービスについての説明を受け、**同意した上でサービスを受けている者**

事業所基準

- ①病院、診療所又は訪問看護ステーションとの連携により、利用者の状態等に応じた対応ができる**連絡体制を確保**し、かつ、必要に応じて訪問看護等が提供されるよう訪問入浴介護を行う日時を調整している
- ②看取り期における対応方針を定め、利用開始の際に、利用者又はその家族等に対して、**当該対応方針の内容を説明し、同意を得ている**
- ③看取りに関する**職員研修**を行っている

介護報酬の基準

届出必須

介護職員等処遇改善加算

- 従来の介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「**介護職員等処遇改善加算**」に一本化を行う。

<従来>

<改定後>

- ・ 介護職員処遇改善加算
- ・ 介護職員特定処遇改善加算
- ・ 介護職員等ベースアップ等支援加算

一本化

令和6年6月1日~

介護職員等処遇改善加算

算定要件等

○新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てる。

【10.0%】	介護職員等処遇改善加算	I	Ⅱに加え、以下の要件を満たすこと。 ・経験技能のある介護職員を事業所内で一定割合以上配置
【9.4%】		Ⅱ	Ⅲに加え、以下の要件を満たすこと。 ・改善後の賃金年額440万円以上が1人 ・職場環境の更なる改善、見える化
【7.9%】		Ⅲ	Ⅳに加え、以下の要件を満たすこと。 ・資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備
【6.3%】		Ⅳ	・Ⅳの1/2(7.2%)以上を月額賃金で配分 ・職場環境の改善(職場環境等要件) ・賃金体系等の整備及び研修の実施等



本日の流れ

1. 根拠法令等について
2. 人員に関する基準について
3. 運営に関する基準について
4. 介護報酬に関する基準について
- 5. 提出書類等について**

各種届出について

種類	提出期限	備考
変更届	変更があった日から 10日以内	期限超過の場合、遅延理由書の提出を
加算等の届出	加算等を開始する 前月15日まで	取消の届出は速やかに
再開届	再開した日から 10日以内	
廃止・休止届	廃止・休止は当該日の 1月前まで	

✓ 各種届出提出書類・様式についてはホームページをご確認ください。

最後に…

○集団指導等に関するご質問

- ・ HPに掲載の質問票にてFAXまたはメールで
お願いします。

○令和6年度介護報酬改定について

- ・ 厚生労働省ホームページをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html



YAMANASHI



ご清聴ありがとうございました

